







備考	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
69	本市は廃材法の趣旨に鑑み、市条例及び市一般廃棄物処理基本計画で「事業者ごみは許可業者又は排出者自ら直接搬入する」としております。この方針を基に事業者たる市と、廃棄物処理の最終責任者たる市の立場を明確にする趣旨から、市有施設から排出される廃棄物を市町村としての責任で一般廃棄物と分別して収集運搬を行うことと、市有施設ごみとして「事業者ごみ(資源系一般廃棄物)について適当な処理を事業者、市民にお願しております。しかし、市町村の場合、事業者側は排出責任を全うするものであり市の責任は資源系の収集運搬と処理(ごみ一般廃棄物)で賄われている一環もあり、効率的・効果的な行政運営から考えると分別して収集運搬を行うことは市にとって効果的とは言えない状況です。先般、環境省関東地方環境事務所(廃棄物・リサイクル対策部)から府県指導では、同一の存在であっても一般廃棄物処理機能と異なる「排出事業者としての立場、その他一般廃棄物の処理の基本的考え方を」ご教示いただいたことと、市としては資源系廃棄物の「事業者ごみ」を市町村(市公共施設)から排出される一般廃棄物と異なるとして別途規定を定めることで、事業者ではなく区域内の一般廃棄物処理の責任者の立場として処理できるようにするなど、市町村の事業者としての排出責任についての緩和措置を検討したいと考えています。	有	-	-	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 また、所管者からの回答が「実行規定により対応可能となっているが、事業関係については提案団体の意向が十分に反映を行っていない」とある。 【全国町村会】提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。		市町村においては、法第6条の2により一般廃棄物の最終的処理責任があると同時に、市町村が事業活動に伴って排出される一般廃棄物と家庭から排出される一般廃棄物を分けて収集運搬することを義務付けておらず、上記2つの責任を全うする観点から一般廃棄物の処理が適切に行われることが確保される場合は、市町村の判断により、これを合わせて収集運搬することは可能です。 なお、関係者の内情については実行まで対応可能であり、市町村の事業者としての排出責任については緩和措置は不要と考えます。
81	PCB特種法第16条は、低濃度PCB廃棄物の処分を規定しており、低濃度PCB使用製品については対象外であると認識している。 PCB廃棄物処理基本計画(第2期)における「低濃度PCB廃棄物及びPCB使用製品の廃棄物の実態把握を進めていること」が、実態把握は現在進んでいる。実施として、各自治体によって対応が異なるといった支障事例が発生している。今後、処理の基準や方法の検討に時間がかかり、対応方法の確立が遅れるれば、排出事業者に対して、早期処理を指導する上で支障となる。また、現在市町村の調査(市有施設)の電機機器については、分別の義務がないため、所有品としては分析せず転送することとせずとも受け入れられ、これに対する指導は何もできない状況である。 さらに、使用中の機器、シーリング機については、適切に調査方法から示されており、現時点で調査すべてを調査することは、時間的に非常に困難であると考えられる。なお、調査、シーリング材については、高濃度のものもあるとの見解が示されているが、法改正5年後(平成33年8月)の決定では、北九州事業所工場の処理期間が平成33年3月31日であるため、処理期間に間に合わない。 以上から、少なくとも電機機器以外の低濃度PCB廃棄物の人口基準を早急に確定してもらいたい。また、今後の具体的な検討スケジュール等も示してもらいたい。	-	【仙台市】早急に明確な基準を設けていただきたい。 【横浜市】低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の処分については、国においてPCBを含有する塗膜を使用した可能性のある建築等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の業務連絡(平成30年3月20日付発出(※)されたこと)によって、多くの鋼製構造物を所有する自治体は、その対応を進めている。 環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね分るが、現に地方自治体において対応を進める段階について対応を進めている実態を把握し、具体的な廃棄物に対する具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的なスケジュールを共有する進捗の処分期間内の処理について】 【鳥取県】○低濃度PCB廃棄物の人口基準設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議論がなされており、平成16年4月1日までに環境省令で暫定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1期PCB廃棄物正産物削減」に関する検討委員会においても、関係者の協定としてPCB廃棄物に関して、いわゆる人口基準を設けることについてどのような考えがあるか、との議論があるが結論が示されていない。 従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期間が平成30年3月と迫る中、人口基準が曖昧な状況であるため、適切な基準を十分に早く設けて調査等も円滑に、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。 この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、且つ的当な人口基準設定が求められるが、人口基準の決定が遅れているの理由の具体的な説明や、暫定基準の決定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。	有	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次回答のとおり、環境省としては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行うことが必要であると考えます。汚染情報の収集把握については、汚染機器の数量把握、既知汚染物の処理方法等の多数の課題があると認識しております。 このため、関係事業者・所有事業者の状況の把握を急ぎ進めるとともに、低濃度PCB廃棄物の処理推進のための課題についての効果的な議論を進め、継続的な検討を行ってまいります。 また、環境省については、調査方法の検討を行うとともに、自治体に対し、環境省及び施設の所有を行う事業者と調査に必要な情報の提供を行うこととしています。











審議事項	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
168	<p>建策では、国立公園の管轄事業のあり方について、環境省の考えを整理した上で具体的な対応策を示すことを目的として国立公園の管轄事業のあり方に関する検討会が開催されている。その第3回検討会では、「国立公園の管轄事業のあり方について(仮)」の中で「一般利用者や観光客が利用しやすい程度に調整し、使用できる分譲地や中心を公園事業とし、周辺を観光地とした場合に、オーナー等と一般利用者間で利用調整が生じることから、公園事業としての公益性・公平性を確保する観点から、この程度オーナーによる優先利用を制限することが妥当な検討する必要がある」として示された。</p> <p>また、園上においては、2030年に国立公園への外国人来訪者が10万人の目標達成を目指しておられ、その実現には外国人向けの接客事業の充実が不可欠であると考え、本園においても、六甲山の再生性化を目指し今年5月に設置した道、園、市等で開催する六甲山再生委員会において、公園事業の改革、公園管理運営計画の策定を行い、オーナー等と一般利用者間の調整を図っていくの道筋をつけていきたいと考えている。特に、六甲山の更なる利用を促すため、公園計画の中で盛り込まれた整備計画等において、国立公園の管轄事業を展開することに興味をもたれている事業者の予測可能性を高める必要があると考えている。このため、企業保養所等を公園事業として位置付ける要件を平成30年度中に明確に示していきたい。</p>	-		-	<p>【全国知事会】 ○ 企業保養所等を公園事業(官)に位置付けるための要件の明確化に向けて、早期に結論が出るよう、今後の作業工程を記したロードマップを示すべきではないか。 ○ 当該アプルンについては、長岡投資の推進のため企業等が中長期的な参入を検討できるような具体的な客観的指標を定めること。推進意向が明確な企業等に優先的に利用を認める。また、提案団体からは当該事業を促進する観点から、認定を受けることを希望しており、認定標準や関係事業者が早期に申請し得るよう、結果を出す時期を可能な限り前倒しすべきと考えられるが、目標はどれくらいか。</p>	<p>○ 企業保養所等を公園事業(官)に位置付けるための要件の明確化に向けて、早期に結論が出るよう、今後の作業工程を記したロードマップを示すべきではないか。 ○ 当該アプルンについては、長岡投資の推進のため企業等が中長期的な参入を検討できるような具体的な客観的指標を定めること。推進意向が明確な企業等に優先的に利用を認める。また、提案団体からは当該事業を促進する観点から、認定を受けることを希望しており、認定標準や関係事業者が早期に申請し得るよう、結果を出す時期を可能な限り前倒しすべきと考えられるが、目標はどれくらいか。</p>	<p>○ 国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための目標年度: 6月 ○ 国策とアプルン: 2月 ○ 国策とアプルン: 2月 ○ 国策とアプルン: 2月 ○ 中央環境審議会への報告(例年7～8月頃開催)</p>
214	<p>大規模災害後の市街地再生の観点からは、災害ごみの処理が不可欠であり、そのための法規整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第9条の3の3や法第15条の2の5の規定について特例措置を講じていたこととする。上規制を用いて「原本施設」において廃棄物の処理を担う事業者に対し、法第9条の3の3の特例については、受け入れの自治体で条例の制定ができていないため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石資材一及びその処分施設が特例の対象に当てはまらなかったことにより、結果的に「原本施設」が埋立施設として、非常災害等において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない「処理施設」において、既存の産業廃棄物処理業者が埋立許可を受け処理している産業廃棄物と同様の性格を有する産業廃棄物を受け入れ増し、生活環境影響調査や許可申請などの手続を省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を達成しつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるように新たな制度を講ずるべきである。</p>	-	<p>【静岡県】 災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の規定にガラスの追加をお願いしたい。</p> <p>第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を要する非常災害等での活用が期待できない。 迅速に産業廃棄物を処理する観点から、非常災害等において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない「処理施設」において、既存の産業廃棄物処理業者が埋立許可を受け処理している産業廃棄物と同様の性格を有する産業廃棄物を受け入れ増し、生活環境影響調査や許可申請などの手続を省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を達成しつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるように新たな制度を講ずるべきである。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、</p>	<p>○ 災害廃棄物、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性格を有する一般廃棄物の処理が可能。 ○ 一次アプルンでは、廃石資材の破砕処理施設及び砕石・流石資材の処理施設が、法第9条の3の3の特例の対象とならない。また、法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。 ○ 法第15条の2の5の特例の対象とならない施設であっても、法の許可によるコンクリートが主要な施設であり、一定の安全認定が施設と認められることから、処分する産業廃棄物の種類や性状の性格を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合は、法第9条の3の3の特例の対象とならない旨が示された。 ○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用されるようにするため、事前に各自治体に条例制定を義務付けることは迅速な対応の実現となる。また、内容的にも条例で定める必要はなく、あらかじめ協議の中で必要な事項を一律に決めたい。別途定める必要事項については各自治体において規制や要件などで定めたい。産業廃棄物受け入れの規制が可能な制度とすべきではないか。 ○ 特定環境規制強化に係る「仮」規制について、特定人では既に経験した状況では、要員4名あるかどうかの規制(処理量)の把握が難しいことから、受け入れはできないこととなった。このため、家屋/サイクル等の規制での処理が出来る。規制上の一歩廃棄物として処理する必要がある場合において、行政執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。</p>	<p>非常災害により発生した廃棄物を適切に処理するため、産業廃棄物処理施設については、法第9条の3の3において特例措置を講じておきます。本特例措置は、本来、事業者が行う一般廃棄物処理施設は許可制であること。災害時の急ぎな対応を促すため、市町村から災害廃棄物の処理を委託した事業者が処理を担う場合は、法第9条の3の3の特例の対象となることとする。当該届出書作成に当たっては、条例で定めることにより必要な手続を実施することと規定されています。 本特例措置を利用することにより、一般廃棄物である災害廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設において、既存の産業廃棄物処理業者が埋立許可を受け処理している産業廃棄物と同様の性格を有する産業廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合は、法第9条の3の3の特例の対象とならない旨が示された。 ○ 特定環境規制強化に係る「仮」規制について、特定人では既に経験した状況では、要員4名あるかどうかの規制(処理量)の把握が難しいことから、受け入れはできないこととなった。このため、家屋/サイクル等の規制での処理が出来る。規制上の一歩廃棄物として処理する必要がある場合において、行政執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。</p>
220	<p>プラスチック資源の「サイクル」については、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な検討の促進や社会全体のコストを合理化する方面を今後重点的に「プラスチック資源循環」に注ぎたいと考えて、「循環」として「資源」のサイクルを一体的に「循環」の観点から実現に向けて積極的に取り組んでいきたい。合わせて、掘削に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	-		-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、</p>		<p>平成30年8月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の在り方について、環大臣から中央環境審議会に諮問を行い、中央環境審議会(資源再生委員会)がプラスチック資源循環戦略小委員会として議論が開始されようとする。本小委員会の議論を踏まえ、(パブリックコメント)をした上で、平成31年6月までにプラスチック資源循環戦略を策定する予定である。 本戦略の策定を踏まえ、必要な検討を行う予定である。</p>



審議事項	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
222	1次回答にある許可申請について、場所(敷地)や本数について余裕を持たせて申請等などにより柔軟な対応も可能であるとのことだが、どの程度であれば許容してよいものか判断がつかないため、本課題については今後相談に乗っていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 多くの自治体から、自然公園の施設設置等に關する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の早期実現を求める。		
224	特に意見なし	-	-	-	【全国知事会】 多くの自治体から、自然公園の施設設置等に關する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 なお、府省からの回答は、後行制度上でも実現可能となっているが、都道府県知事の判断によって案件の移転を要するところ、地方公共団体へ通知すること。 【全国市長会】 提案団体の進捗の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		
226	国立公園に關する事業は、本来、国が行うべきであり、国が直接事業で行う施設の対象が明確にできることで初めて、地方公共団体は直轄事業の対象以外の施設の整備に検討・着手することができると考えている。 鹿児島県においては、地方環境事務所と鹿児島県や鹿児島に於ける施設整備のあり方の検討を進めていることであり、今後、さらに具体的な協議を進めたいと考えている。 こうした個別・具体的な案件に係る検討・調整に当たっては、国立公園の利用形態や状況に關する関係地方公共団体の意見等を踏まえ、協議上及び利用上支障であるか否かも含め、直轄事業の対象となる地域や施設及びスケジュールなどについて、十分に関係地方公共団体との協議を進められるよう要望する。	-	-	-	【全国知事会】 国と地方の役割分担に基づき、三位一体改革以前に整備された施設についても、国としても適切な整備を図るよう検討すること。		

環境省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (課題名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分類									団体名	支援事例	
308	自 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	産業廃棄物処理法15条の2の4(産業廃棄物処理施設の設置者)に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例について、運行許可対象とされてない処理施設内(特定石炭ボイラ方式)の埋設施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	産業廃棄物処理法15条の2の4に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設以外の施設でも緊急時に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	環境省	国土交通省	指定都市市長会	茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、福井県、岐阜県、徳島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、立川市、宮崎市	<p>〇大規模建物の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その間、建築物の解体ごみの迅速な処理が確保しなくてはならないが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物の存在、資源の回復の支障となっているところがある。本市において、災害廃棄物処理計画を策定し、発生した時点で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災した際の廃棄物の発生や処理に際しては、本市も対応策を講じている。</p> <p>〇災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物各戸を個別で対象としている廃棄物の種類が広くは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合は、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きを今後の取組としたい。特例制度の主旨に反していないものと考えられる。</p> <p>〇平時対応の処理・処分業者では、災害時の対応への対応とない(通商、運送、搬入搬出)の処理業者が限られていた。災害時には、各市町等の処理施設において処理できないが、石炭ボイラ方式の欠点を踏まえ、その処理を担業者に委託する必要がある。〇一般廃棄物法15条上一般廃棄物であり、引き続き継続して処理可能な一般廃棄物処理施設は存在しないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理を確保することが求められる。</p> <p>〇平時における廃棄物の処理は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時に一般廃棄物処理できる施設が不足することが危惧される。できるといふが、災害廃棄物を処理するには、処理費用がかかるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても対応できることとしたい。</p>	<p>廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確保性が確保されていない。廃棄物が不安定・無蓋化される。環境汚染が生じるおそれがあるが、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じないおそれもある。この点について、特例暫行保たれている。また、一般廃棄物処理施設は産業廃棄物処理は、一般廃棄物と産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等と違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となります。</p> <p>その上で、産業廃棄物処理法15条の2の5の特例措置は、既に対象の手続きを経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該施設において処理する廃棄物と別種の性状を有する。同一一般廃棄物として処理施設において処理する場合は、取扱施設の許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等も必要とする合理的でないことから、許可手続の合理化を図りたい。あらかじり通知事項(届け出)とは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。</p> <p>一方、石炭ボイラ埋設施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に必要の手続きを経て施設設置許可を取得しているという状況ではない。上記の許可手続の合理化という制度設計はできず、生活環境の安全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に、必要必要な措置が必要となります。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理を迅速に定めるため、平成27年に法改正を行い、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、国は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分を委託された民間事業者等が一般廃棄物処理施設を運営しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の事前届出事項への届出を行うことになり(法第9条の3の3)、これを受け、実行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っているものを知っています。</p> <p>環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化を促進しており、地方選定事業者等申請と併せて、地域ブロック協議等の場を活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての通知や報道資料の発給も行った。災害廃棄物処理体制の整備の構築を進めているところ。本特例措置の活用も含めた災害廃棄物について、引き続き積極的な通知や勧告等の進捗を行っていることと考えています。</p>	
312	自 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	資源包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の各種化を図ること求める。	資源包装リサイクル制度では、資源包装に係る分別収集及び再商品化の促進市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の各種化を図ること求める。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	経済産業省、環境省		指定都市市長会	神奈川県、福岡県、東京都、岐阜県、新潟県、福井県、大分県、兵庫県、北九州市	<p>〇選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、資源の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成28年1月1日(ラッシュ)資源の一括回収・選別処理の準備作業(予)の実証事業を組織したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化し、再商品化工程(選別)支援が、リサイクルを進める上で課題となっているところから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成28年度(実証)の実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を考えた上で、全77市で市町村リサイクル事業者の行選別一体化の実証事業を実施した。市町村を選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入した上で、搬入物の受け取りについて質問です。なお、法第6条の6の「分別基準適合物の定義」についても関係する考えです。また、指定法人の引取引付(ラッシュ)における収集車の確認と見直しをすることで、効率的に再商品化されたいです。</p>		

審議 事項	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
308	<p>大規模災害後の市民生活の復旧には、災害ごみの適度な処理が不可欠であり、そのための法整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第9条の3の33や法第15条の2の5の規程に基づく特例措置を講じていく必要がある。上記制度を用いて「基本地区」において廃石資源ポートの活用を推進し、法第9条の3の33の特例については、受け入れの自治体で条例の制定がなされていないため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石資源ポートとその処理施設設置の特例が示されていないことから制定が、本条例(以下「条例」という)のほとんどが理直に受け入れられた。</p> <p>大規模災害時に法第9条の3の33の特例制度が実際に活用できるようにするため、事前・各自治体での条例制定と特例措置を利用する必要な条件とすることは、各自治体が事前・条例制定を行う必要があり、負担が大きく、迅速な対応の支援となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、ある程度の規格を定めることにより、迅速な対応の支援となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、ある程度の規格を定めることにより、迅速な対応の支援となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、ある程度の規格を定めることにより、迅速な対応の支援となる。</p> <p>なお、長期的な観点からの産業廃棄物処理として、石膏ボードのリサイクルを行う仕組みも考える必要があるのではないかと思われる。産業廃棄物であっても、分別・再生利用等による減量が図られるべきであること(「法」第8条の2第1項)は、産業廃棄物処理施設(許可対象施設等)である廃石資源ポートのリサイクル施設を活用することによる効果は大きいと考えております。</p> <p>一方で、廃石資源ポートの活用による処理等による自治体への影響も懸念されることですが、廃石資源ポートの処理施設は、産業廃棄物の許可対象施設ではないことから、政省令で詳細な規制基準を示していません。しかし、自然環境保全研究所の平成26年度報告(廃石資源ポートの再生利用促進方策検討調査報告書)によれば、今後、ますます石膏ボードの廃棄量が増加し、2038年には100万トンを超えることと予想されていることなどを考慮した場合、関係ある事業者や他の自治体の処理能力を確保する必要がありますが、廃石資源ポートを処理リサイクルの許可対象施設と位置付け、法第15条の許可対象施設での処理が必要とした上で、法第15条の2の5の特例の対象に廃石資源ポート及びその処理施設を設けることで、大規模災害でも適宜かつ迅速な処理を進めることが必要ではないかと考えております。</p>		<p>【特例措置】 災害時に市町村は、一般廃棄物である産業廃棄物を迅速に処理する必要があることから、産業廃棄物処理施設法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加を依頼したい。</p> <p>【参考事項】 第9条の3の33による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な産業廃棄物の処理を進めなければならない(災害時)での活用が困難な見込み。</p> <p>迅速に産業廃棄物を処理する観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設において、既存の産業廃棄物処理業者が限定的に許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性格を有する一般廃棄物も受け入れる場合に限り、生活環境影響調査や許可申請などの手続を省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を達成しつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるように新たな規制を講ずるべきである。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○ 産業廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で処理を行う産業廃棄物の処理が可能。 ○ 一次処理については、廃石資源ポートの建設施設及び船を含むプラント等がガラスの処理施設について、生活環境影響調査の許可対象施設ではないため、法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。 ○ 前法第15条の2の5の特例制度が実際に活用できるようにするため、事前に各自治体で条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支援となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、ある程度の規格を定めることにより、迅速な対応の支援となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、ある程度の規格を定めることにより、迅速な対応の支援となる。</p>	<p>非常災害により発生した廃棄物を円滑に処理するため、産業廃棄物処理施設においては、法第9条の3の33において特例措置を講じております。本条例は、本業、事業者が行う一般廃棄物処理施設は許可制であること、災害時の応急的な措置として、市町村から産業廃棄物の処理を委託された事業者が処理施設を利用する場合は、自治体から、迅速な対応の支援を受けることができます。また、当該届出書作成に当たっては、条例で定めるところにより必要な手続を実施することと規定されています。</p> <p>本条例措置を利用することにより、一般廃棄物である産業廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設における処理を行うことが可能となります。</p> <p>処理施設においては、産業廃棄物の処理施設の利用については、条例が未制定であった場合に、本条例措置の適用ができなかったことにより、既に条例を制定している自治体は複数あるものの、今後、本条例措置を利用した内訳(産業廃棄物処理施設)を把握するためには、災害時に発生した産業廃棄物の処理可能な産業廃棄物の処理施設を有する市町村において、条例が制定される必要がある。</p> <p>このため、関係者としては、全国の担当課長会議の場や地域ブロック協議会等の様々な場を積極的に活用し、既に制定されている条例の例等も示しながら、地方自治体において当該条例を制定されるよう、前記(参考事項)を踏まえ、一層の協力を促すことと考えています。</p> <p>また、当該特例措置の利用を促すため、産業廃棄物の処理が円滑に進むよう、今後、廃石資源ポート等の処理が可能な施設の状況や受け入れに当たっての留意事項、当該施設の所在する市町村における条例制定状況等を平成31年度中に調査し、よりまとめた情報を地方自治体等に提供するなど、迅速且つ、必要な支援に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>なお、長期的な観点からの産業廃棄物の処理観点から、処理施設に「法」に基づいて、必要に応じて有識者や関係団体等からの意見聴取を行った上で、必要な対応を検討し、御提案のありました条例制定の負担軽減も、必要な措置を講ずることとして考えています。</p> <p>※その他の御指摘への前記については、別紙に記載。</p>
312	<p>プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えられ、制度的な課題の解決や社会全体のコストを合理化する方面を今後法定予定の「プラスチック資源循環法」に盛り込ませて、「(前掲)リサイクル推進のついで案」の一環として、国の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただき、合わせて、提案に係る具体的な検討のスケジュールをお示しください。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>平成30年8月にプラスチック資源循環法を総合的に推進するための総論(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の各リサイクルについて、環境大臣から中央環境審議会(諮問を行い、中央環境審議会審議官及び全国プラスチック資源循環戦略推進委員会)に諮問を行い、中央環境審議会(諮問)を踏まえ、(パブリックコメント)をした上で、平成31年6月までにプラスチック資源循環戦略を策定する予定です。</p> <p>※総論の策定結果を踏まえ、必要な検討を行う予定です。</p>	